

所管部課	総務部 職員課	部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>民間人材の採用の円滑化を図るため、一般職の職員について、公務に有用な専門的知識経験または優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び給与の特例に関する事項について、東京都の制度を参考に制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 趣旨 (第1条) ② 定義 (第2条) ③ 職員の任期を定めた採用 (第3条、第4条) ④ 任期の特例 (第5条) ⑤ 任期の更新 (第6条) ⑥ 給与に関する特例 (第7条) ⑦ 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用 (第8条) ⑧ 給与条例の適用除外 (第9条) ⑨ 委任 (第10条) <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>公務に有用な外部人材を活用した行政サービスを提供することができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 東大和市議会議員全員協議会で説明 (令和4年10月) (2) 文書課において審査済 (令和4年11月) 				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、第4回東大和市議会定例会へ議案提出について事務を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。